

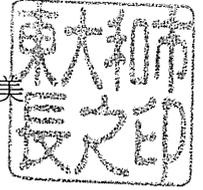
大健保発第204号
令和8年1月19日



東大和市国民健康保険運営協議会
会長 尾崎義美様

東大和市長

和美 地和



子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税
の税率等について（諮問）

このことについて、東大和市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会
に別紙の事項について諮問いたします。

子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について

1 諮問事項

- (1) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割、被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割を東京都が定める市の標準保険料率と同値とする。また、令和9年度以降も同様の取扱いとする。

課税区分		令和8年度	令和8年度 市の標準保険料率
子ども・子育て支援 納付金課税額（新設）	所得割	0.30%	0.30%
	被保険者均等割	1,813円	1,813円
	18歳以上被保険者 均等割	119円	119円

- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る令和8年度の課税限度額を法定課税限度額と同額とし、令和9年度以降も当該年度の法定課税限度額と同額とする取扱いを行う。

また、令和8年度の被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額（以下「軽減判定用基準額」という。）についても法定額と同額とし、令和9年度以降も当該年度の法定額と同額とする取扱いを行う。

2 諮問理由

- (1) 全世代型社会保障改革の一環として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による地方税法の一部改正により、令和8年度から全医療保険者が新たに子ども・子育て支援納付金を拠出することになりました。国民健康保険においても、この納付金に充当するための財源が必要となるため、新たな課税区分として、令和8年度から子ども・子育て支援納付金課税額を設定し、税額を算出することになります。

この新たな課税額の税率等について、国民健康保険制度の安定的な運営及び被保険者間の公平性の観点から、将来の保険料水準の統一を見据え、東京都の方針として示された、国民健康保険法第82条の3の規定により東京都が定める市の「市町村標準保険料率」を採用することについて、貴協議会の意見を伺うものです。

- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額及び軽減判定用基準額については、負担能力に応じた適正な賦課が可能となるとともに、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大に寄与することから、市において法定額と同額の改定を行うことについて、貴協議会の意見を伺うものです。

3 改定時期

令和8年4月1日から改定する。